

用語解説

○ 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、基本的な財政指標や財政健全化指標の分母となるため、大きな意味を有している。

$$\text{標準税収入額等} + \text{普通交付税額} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

※ 標準税収入額等

$$\left(\begin{array}{l} \text{市町村民税所得割に係る} \\ \text{税源移譲額相当額の25\%} \\ \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{分離課税所得割交付金} \\ \text{森林環境譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{地方消費税交付金に係る} \\ \text{引き上げ分の25\%} \end{array} \right) \times \frac{100}{75} + \left(\begin{array}{l} \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{分離課税所得割交付金} \\ \text{森林環境譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \end{array} \right)$$

○ 財政力指数

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年度の平均値をいい、この数値が大きいほど財政力が強いとみることができる。

$$\left(\frac{\text{N-2年度基準財政収入額}}{\text{N-2年度基準財政需要額}} + \frac{\text{N-1年度基準財政収入額}}{\text{N-1年度基準財政需要額}} + \frac{\text{N年度基準財政収入額}}{\text{N年度基準財政需要額}} \right) \times \frac{1}{3}$$

○ 実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支の割合である。実質収支の黒字や赤字は当該団体の財政運営の状況を判断する重要なポイントとなる。通常、この比率は3～5%が望ましいとされている。黒字となる場合は、地方財政法第4条の2、第4条の3等の趣旨に基づき、財政調整基金に積み立てるなど年度間の財源調整が図られるべきである。

$$\frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

○ 経常収支比率

地方公共団体における財政構造の弾力性を見る上で最も重要な比率であり、人件費、扶助費、公債費等のように容易に縮減することのできない経常的経費に市町村税、普通交付税等を中心とする経常的な一般財源収入がどの程度充当されているかを測定しようとするものである。この比率が高いほど財政構造の弾力性が低くなる。

$$\frac{\text{歳出総額のうち経常的経費に充当した一般財源}}{\text{歳入総額のうち広義の経常的一般財源 + 減収補填債（特例分） + 猶予特例債 + 臨時財政対策債}} \times 100$$

○ 公債費負担比率

一般財源総額に占める公債費に充当された一般財源の割合である。

なお、分子となる公債費充当一般財源には一時借入金利子、転貸債及び繰上償還に充当された一般財源も含まれる。

$$\frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{歳出総額充当一般財源 + 歳計剰余金等充当一般財源}} \times 100$$

○ 積立金現在高比率

標準財政規模に対する積立金（財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金）現在高の割合である。この比率が高いほど将来に対する蓄えがあるということが出来る。

$$\frac{\text{積立金現在高}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

※ 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金で、予期しない大幅な税収減や災害発生時等の不時の支出増加等に備えるため設けられる基金である。

※ 減債基金

公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金である。

※ その他特定目的基金

地方公共団体が特定の目的のために財産を維持又は資金を積み立てる基金である。

なお、このような特定目的のための基金については、設置された目的のためでなければ処分することができない。

○ 地方債現在高比率

標準財政規模に対する地方債現在高の割合である。地方公共団体の財政の安定性を判断する指標の一つで、低いほど将来にわたる地方債の負担が小さいといえる。地方債の償還には据置期間があるため、現在公債費比率の低い団体であっても、2～3年後には公債費負担が過重となる恐れがある。

$$\frac{\text{地方債現在高}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

○ 一般会計等

財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当する。これは、地方財政状況調査で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲であるが、同調査で用いるいわゆる「想定企業会計」のように、一の会計を区分することはしない。

○ 健全化判断比率

①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率及び④将来負担比率の4つの財政指標の総称である。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

① 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

- ※ 実質赤字額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)
- ・ 繰上充用額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
 - ・ 支払繰延額 = 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
 - ・ 事業繰越額 = 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

② 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額(又は資金不足額)の標準財政規模に対する割合

$$\frac{\text{連結実質赤字額}\{(イ+ロ) - (ハ+ニ)\}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

- イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

③ 実質公債費比率（3か年平均）

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する割合

$$\frac{\begin{aligned} & (\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ & (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}}{\begin{aligned} & \text{標準財政規模} - \\ & (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}} \times 100$$

- ※ 準元利償還金の内容
- ・ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
 - ・ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの
 - ・ 一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ・ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ・ 一時借入金の利子

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する割合

$$\frac{\text{将来負担額—(充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模—(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times 100$$

※ 将来負担額の内容

- ・ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ・ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ・ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ・ 当該団体が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ・ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ・ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ・ 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ・ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ・ 連結実質赤字額
- ・ 一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち一般会計等の負担見込額

○ 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

$$\frac{\text{資金不足額}}{\text{公営企業の事業規模}} \times 100$$

※ 資金不足額

一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額

※ 事業の規模

料金収入など主たる営業活動から生じる営業収益等に相当する額

○ 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値である。

○ 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値である。

○ 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値である。

○ 加重平均

指標算定式の要素を積み上げ、算定式に基づいて計算したもの。

○ 単純平均

各計欄に該当する市町村の指標数値を積み上げ、当該市町村数で除したもの。

○ 一般財源

財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものを指し、大きく以下2通りの定義がある。

なお、本書においては、「経常収支比率」及び「公債費負担比率」の算定に使用する一般財源は下記2のとおり、その他は下記1の意味で使用している。

1. 狭義のもの

市町村税（目的税及び交付金を含む。）、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、自動車税環境性能割交付金、法人事業税交付金

2. 広義のもの

上記1. に掲げるもののほか、次のような一般財源と同様に使用される財源を合算したもの

- (ア) 国庫支出金、県支出金のうち、指定事業に係る高率補助金、特定防衛施設周辺整備調整交付金、電源立地地域対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、災害復旧事業の施越事業に係るもの、伝染病対策に係る補助金等で過年度分の精算に係る額（生活保護費国庫負担金等、毎年度同じように繰り返し精算されるものは除く。）
- (イ) 使用料、手数料のうち、水利権又は無体財産権の使用等に対するもの、道路占用料、河川占用料、行政財産の目的外の使用に対するもの及び前記以外のものでその収入が必要経費を超過する場合の超過額
- (ウ) 寄附金のうち、寄付目的が特定されていないもの又は総称的な経費の財源となるもの
- (エ) 財産収入のうち、財産の運用による収入及び財産の売払代金であって、当該財産と代替的に取得される財産等の取得に要する経費の財源に充てられるもの以外の収入及び売却目的が具体的事業に特定されない収入
- (オ) 繰入金のうち、財政調整基金取崩し額、減債基金の取崩し額又はその使途目的が抽象的若しくは総称的な財源となるもの
- (カ) 諸収入のうち、預金利子その他これに類するもので、その収入額が必要経費を超える額又は使途の特定されない収入額及び収益事業収入額
- (キ) 繰越金のうち、継続費逐次繰越、事故繰越、事業繰越又は支払繰延の財源として充当すべきものを除いた純剰余金
- (ク) 地方債のうち、歳入欠かん等債、減収補填債特例分、猶予特例債、臨時財政対策債、施越事業に係る災害復旧事業債